

平成31年度 第1回

松本市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会議事録

松本市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会事務局

平成31年度
第1回松本市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会
次 第

日時：平成31年4月25日（木）
午後1時30分～
会場：松本市医師会館 3階講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 報告事項

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ア 平成31年度地域包括支援センター運営に関する協議について | 資料1 |
| イ 平成30年度地域包括支援センター活動実績について | 資料2 |
| ウ 平成30年度地域包括ケアに関する各地区の取組み状況について | 資料3 |
| エ 地域密着型サービス事業予定者の決定について | 資料4 |
| オ 地域密着型サービス事業者の指定更新等について | 資料5 |

(2) 協議事項

- | | |
|----------------------------------|-----|
| ア 平成31年度松本市地域包括支援センター運営方針（案）について | 資料6 |
| イ 介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について | 資料7 |

4 閉 会

1 開会 事務局 午後1時30分 開会を宣言
委員13名のうち10名の出席があり、協議会設置要綱第6条第2項に基づき会議
が成立

2 あいさつ 会長

3 会議事項

(1) 報告事項

ア 平成31年度地域包括支援センター運営に関する協議について

議長 報告事項アについて、事務局から説明願います。

事務局 資料1について説明

議長 ご意見・ご質問ありますでしょうか。

本市では、各センター間のあり方等々の不均衡をなくしていきたいという観点から、平成28年から独自の指標で評価をしていた。

今後は全国統一の指標に基づいて評価し、公表されるということになる。

保険者からの方針や指示等が各センターへしっかり示されているか、センターはそれを受けてどう実施に結びつけているか、ということで、センターだけの評価ではなく、保険者とセンター両方の評価であり、評価の観点がこれまでと少し異なる。

委員 今日の協議会で運営方針が決まり示すことになるが、評価はいつのことを評価するのか。

事務局 この4月時点で評価するものと、昨年度1年間の評価のものに分かれている。

議長 昨年度の第1回目の本協議会で出された事業の評価を、30年度の評価として次回協議していただき、切り替えていくということ。

31年度から新しい指標に基づいた評価へと切り替えて、翌年度の運営方針については年度終わりに諮るというタイミングになるかと思う。

委員 これから全国の評価指標が来ると思うが、この指標での評価はいつからか。

7月の会議には間に合わないということは、包括にも示されないということで、その評価は後から行うということか。

事務局 11月に開催予定の協議会では、評価を基にして、次年度の運営方針の素案を協議するタイミングなので、それに併せて一緒にやれればと思う。但し、間に合えば7月に行う。

委員 11月に協議するのはその前の年、30年度の評価を基に、11月に来年度のことをやるということか。そのあたり、あまりにも時間が無さすぎるかと思う。30年の評価を基にR2年の運営方針が決まるということで、去年のことは評価する時間がなないので、生かされてこないということか。

事務局 長野市は、全国統一の評価は別にして、昨年秋にある程度の評価をしている。

松本が今回7月にやろうとしているのは、全国統一の指標のこと、包括全体で保険者とともに、どういう取り組みをしてきたかということ、指標以外の評価は7月のうちにやらせていただき、その中で今年度のことを深めていければと思う。

委員 包括の負担にならないようお願いしたい。

議長 他に意見なし

イ 平成30年度地域包括支援センター活動実績について

ウ 平成30年度地域包括ケアに関する各地区の取組み状況について

議長 事務局から併せて説明願います。

事務局 資料2、3について説明

議長 ご意見・ご質問はありますか。

委員 資料2の、河西部西の相談件数が前年度と比べ相当マイナスになっているが、何か事情があったか。

事務局 特別な事情は聞いていませんが、相談件数のカウントの仕方が統一されていなかった可能性があるため、統一を図ります。

議長 次回までに理由の確認をお願いしたい。

委員 資料3-1の、地域ケア会議について、実施していない地区は、打合せ会は行っているようだが、地域ケア会議を開催していない理由は何か。

事務局 住民の皆さんも職員も、開催に向けて何度か勉強会等を行ってきたが、地域づくりという観点でいくと、この地区は住所があっても住んでいない方や商店街であるという特殊な環境等の事情があり、開催までたどり着けなかったということ。

平成30年度初めて開催に至らなかったが、平成29年度までは開催することができていた。

委員 前年まで開催できなかった1地区は30年度に1回開催しているが、どのように開催に持って行ったか。

包括センター長: 29年度開催できなかったことを反省して、年度当初から地区、担当職員、地域住民に向けて、3段階の地域包括ケアシステムの学習会を開き、この地区で何が必要かを考える仕組みづくりしながら始めたことが大きいと思う。

中山地区の方も、課題を話し合う場が必要だと思っていたので、担当職員の中でも共通認識を持ち、みんなで同じ方向を向いて進めてきたことで会議開催に至った。

委員 無理してやるということでも、ただやればよいということでもないが、0回というのは基本的にはあってはならないと思う。開催する努力はしないといけないし、もし0回だった場合は、それまでの話し合いの中で何が問題だったかを明確に提示しなくてはいけないと思う。

議長 会議をやればよいということではなく、その後どのように新年度の方針へとつなげていくか、課題の抽出と、ケア会議に関する学習会等の開催回数も引き続きカウントをお願いしたい。

権利擁護の相談件数が毎年増えているが、その中で見えてきた課題等はあるか。

事務局 全国的に相談通報件数が増加傾向にあります。高齢者虐待について世間で認識されてきて、地域や民生、ケアマネから多くの相談が寄せられるようになったことが主な要因。虐待が増えているのではなく、相談件数が増えたということだと思う。

議長 他に意見なし

エ 地域密着型サービス事業予定者の決定について

議長 事務局から説明願います。

事務局 資料4について説明

議長 ご意見・ご質問はありますか。

特に意見等なし

オ 地域密着型サービス事業者の指定更新等について

議長 事務局から説明願います。

事務局 資料5について説明

議長 ご意見・ご質問はありますか。

特に意見等なし

(2) 協議事項

ア 平成31年度松本市地域包括支援センター運営方針（案）について

議長 事務局から説明願います。

事務局 資料6について説明

議長 ご意見・ご質問はありますか。

委員 4月に基幹として始まってこの1か月経つが、12センターに出向くなど、滑り出しはどうか。

事務局 基幹として、各センターの担当を決めて、センター会に出席したり、どのように支援していくか役割等を提示するなどして応援体制をとっている。今のところいい滑り出しなのではないかと感じている。

委員 受託されている側が評価をする、というか、生徒が先生を評価するように、正しく機能しているか見えてくるような工夫をお願いしたい。

事務局 評価については、保険者としてと、包括としての両方向から評価するという指標になっています。基幹センターは保険者としてかなりの責務があるのでそこは今回一緒に評価していただきたいと考えている。

委員 基幹なのか、高齢福祉課なのか、役割分担はどのようになっているか。

事務局 介護予防担当の中に、基幹包括支援センターの三職種がいるということ。

委員 5、6のあたりの「支援します」は、具体的にどこが何かを支援するのか。

事務局 5については保険者とセンターが一体となって、声を取り入れながら事例検討会や相談会等を協力してやっていく。

6については、地域ケア会議を開催するにあたり、35地区が開催できるように、何か問題や支障等があれば必要に応じて、基幹として地域づくりセンター等と調整を行う。

委員 地域ケア会議には出ないのか。

事務局 必要があれば出席するが、基本的には各地域包括支援センターで開催してもらうということで考えている。

委員 全部とは言いませんが多少は出て欲しいと思うが。

事務局 国から示された機能評価の中にも項目がありますので、今後検討していく。

委員 基幹型と委託型の包括に分かれ、各包括の特徴や強み、弱点があらわされてしまうと思う。松本市内の包括全体が最低でもこのようになってほしいというような指標はあるか。

事務局 運営方針がひとつの目安と考えている。また、評価するときはレーダーチャート等の形で全国の平均等と比べることができるようになっている。

委員 結果を見ながら、強いところは伸ばし、弱いところは基幹でサポートしてくれるという仕組みということですね。

委員 P13の2(4)「松本市版事前指示書」となっているが、医師会では「松本市版リビングウィル（事前指示書）」としてやっているの正式な名称でお願いしたい。

委員 生活支援コーディネーターの配置計画等について教えていただきたい。

事務局 平成30年度に1層の生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、地区の生活支援サービスの立上げや介護予防のための通いの場の立ちあげ支援を行っている。昨年度は、地域やNPO等からの相談が69件あり、新規の立ち上げが24件あった。

この4月からは第2層生活支援コーディネーター、地区生活支援員を第二、中央、寿台、里山辺、梓川、四賀の地域づくりセンターに配置した。5月からは波田にも配置する予定で、社会福祉協議会に委託している。来年度は7地区に配置する計画で、今後3年間で35の全ての地区に配置予定となっている。

委員 1層2層との意味を分かるように教えていただきたい。また、職員は新しい職種か、今いる包括の職員がやっているのか。

事務局 国からの指示では、1層は市町村に1人とされているところ、松本市では12の包括支援センターに配置している。2層は、中学校区に1人と示されており、資格要件はないが、研修を受けて、地区の中でコーディネーターとして活動していただく。現在6人配置されているが、福祉ひろばのコーディネーターから異動した職員が4人、それ以外が2人いる。

委員 地区をまとめるということは、ネットワークやコーディネート力が必要な職種だと思う。1層と2層では所属や管轄などが違うので、指揮系統が違う中でどのようにネットワークを作り協力しながらやっていくかという課題があると思うが。

事務局 地域の様々な団体に関わってもらい、介護予防のネットワークをどう構築するか、という側面からも検討し、社協に業務委託をした。実際の地域の業務については地域づくりセンター長が2層をマネジメントしていくということで、今年度が初めてのことで、またご審議いただきたい。

委員 1層2層の説明について、これまでもいくつか資料を作ってもらったが、もっと分かりやすい資料を次回までをお願いしたい。

議長 運営方針の2層の説明部分についても、もう少し分かりやすく修正をお願いしたい。

議長 他に意見なし 承認

イ 介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について

議長 事務局から説明願います。

事務局 資料7について説明

議長 ご意見・ご質問はありますか。
特に意見等なし

以上で、本日の会議事項は、すべて終了した。

4 閉会 事務局 午後3時10分 閉会を宣言